

工 事 設 計 書

課 長 所 長	係 長	照 査	設 計

年度	令和 8年度	設計年月	令和 年 月	工期	令和 9年 3月15日
事業名					
工事名	傾斜板点検整備（蹴上浄水場）				
工事場所	京都市東山区栗田口華頂町 3 番地 蹴上浄水場				
本工事費	円	工事価格	円		
		消費税等相当額	円		

積算基準	土木	植樹保険加入	不要
------	----	--------	----

京都市 上下水道局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年8月	
歩掛適用年月	2026年8月	
基準適用年月	2026年8月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	98:構造物工事（浄水場等）	
施工地域等補正	補正無し	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	補正無し	1.0
工期日数（熱中症補正）	0日間	
真夏日日数	0日間	
補正係数	補正なし	
熱中症補正	自動設定	
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書（本01）

工事名	傾斜板点検整備（蹴上浄水場）					事業区分 工事区分	水道工事 傾斜板点検整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	国費／単費
傾斜板点検整備		式	1					
傾斜板点検整備		式	1					
傾斜板点検整備		式	1					
傾斜板点検整備		m2	99,352					
ちんでん池等清掃工		式	1					
ちんでん池等清掃工		m2	19,528					
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					

設計内訳書 (本01)

[illegible]

傾斜板点検整備
(蹴上浄水場)

特 記 仕 様 書

京 都 市 上 下 水 道 局

1 共通事項

本特記仕様書に記載のない事項については、令和7年12月版の水道部施設課作業一般仕様書（委託）による。

なお、作業一般仕様書（委託）は水道部施設課で配布する。

2 作業概要

本作業は、ちんでん池（1号・2号・3号・4号の計4池）に設置されている傾斜板の点検整備及びちんでん池等の清掃を行うものである。

3 作業場所

京都市東山区栗田口華頂町3番地 蹴上浄水場

4 完成期限

令和9年3月15日 とする。

5 作業範囲

（1）傾斜板装置点検の面積は下記による。

1号ちんでん池 25,340㎡

2号ちんでん池 25,340㎡

3号ちんでん池 24,336㎡

4号ちんでん池 24,336㎡

総面積 99,352㎡

（2）ちんでん池内の清掃について、ちんでん池各部の面積は、下表による。

（単位 ㎡）

作業場所	1号池	2号池	3号池	4号池
急速かくはん池	331	331	232	232
原水流入渠	246	246	246	246
フロック形成池(回転翼含む)	1,384	1,384	1,384	1,384
ちんでん池	1,424	1,424	1,508	1,508
P C 桁	538	538	525	525
流出帯	490	490	490	490
流出トラフ	324	324	250	250
スカムスキマー	230	230	162	162
計	4,967	4,967	4,797	4,797

総面積 19,528㎡

6 作業内容

(1) 傾斜板点検整備

ア 傾斜板の清掃（ホースによる水洗い）

清掃時には、傾斜板の厚みが薄いため、破損しないよう注意して清掃を行うこと。

イ 外観検査の実施

本体吊ボルト、フレーム材、吊り材、傾斜板、散気管等、構成部材の外観検査を実施すること。

なお、各構成部材に異常、変色もしくは破損が確認された場合、速やかに監督員に連絡すること。

(2) ちんでん池等の清掃

ア ちんでん池の池底や壁及び機器類に堆積した泥類や汚砂等を丁寧に洗い流すこと。

イ ちんでん池の散水においては、過度の水圧により傾斜板等を破損しないよう注意して作業を行うこと。

ウ 流出トラフを手洗いすること。

エ 清掃終了後、1池毎に監督員による清掃完了確認を受けること。

(3) 水抜き作業

ア 排水速度は、毎時40cm～50cm程度を目安とし概ね一日で排水が完了できるよう排泥弁にて調節する。ただし、排泥弁の操作については、監督員の指示に従うこと。

イ 排水作業中は、異常音、傾斜板沈降装置のゆがみ、たわみ、フレーム材の伸び、切断、傾斜板の破損及び取付け部の異常等に十分留意し、監視すること。

7 その他

(1) 作業は、各号ちんでん池を、それぞれ単独で実施する。また、他の受注業者と作業が近接する場合は、十分に協議すること。

(2) 受注者は、本作業に取り掛かる前に監督員と作業手順、安全対策等について協議を行うこと。また、作業期間についても、浄水場での運用上の制約があるため、事前に監督員と協議を行うこと。

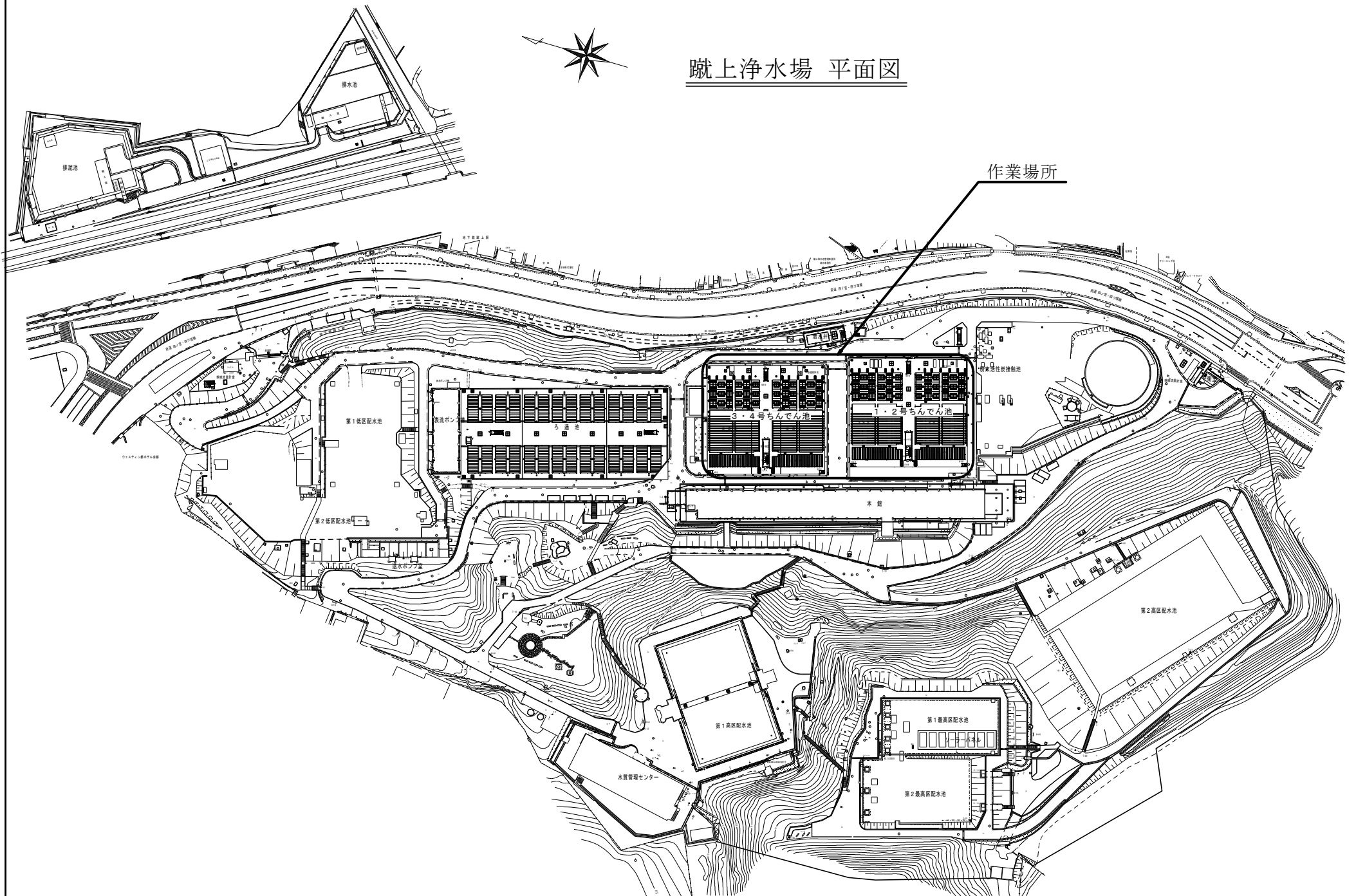
(3) 作業中は、安全ロープ、掲示板設置等の安全対策に万全を期すこと。

(4) 作業完了後は、ちんでん池内に清掃道具及び器具等の置忘れがないか点検すること。

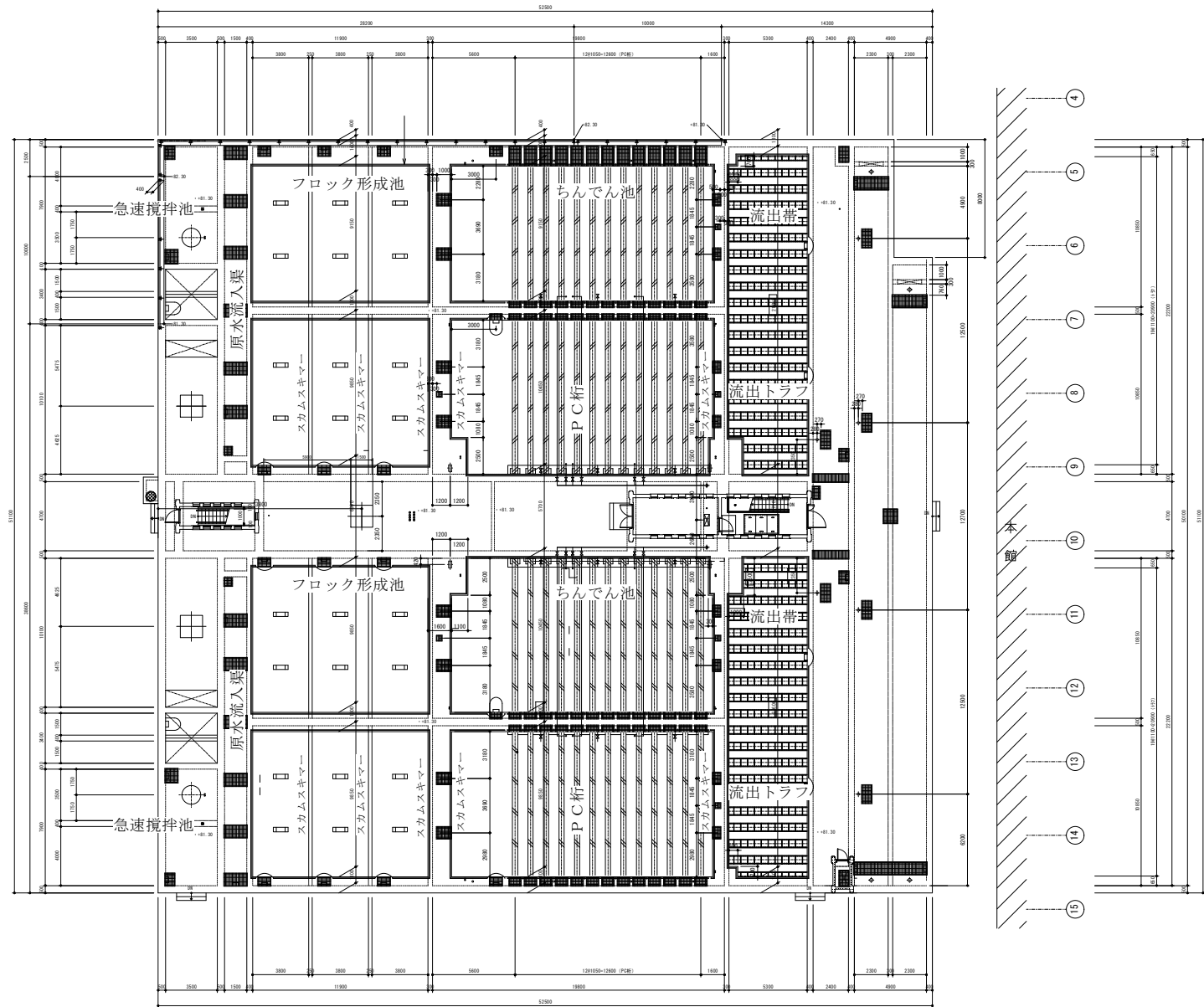
(5) 傾斜板点検、清掃の業務内容は、報告書として提出すること。

(6) 作業に従事する作業員は、水道法第21条及び水道法施行規則第16条の定めを遵守し、病原体がし尿に排泄される感染症患者の有無を調べるため、検便検査結果を監督員に報告すること。

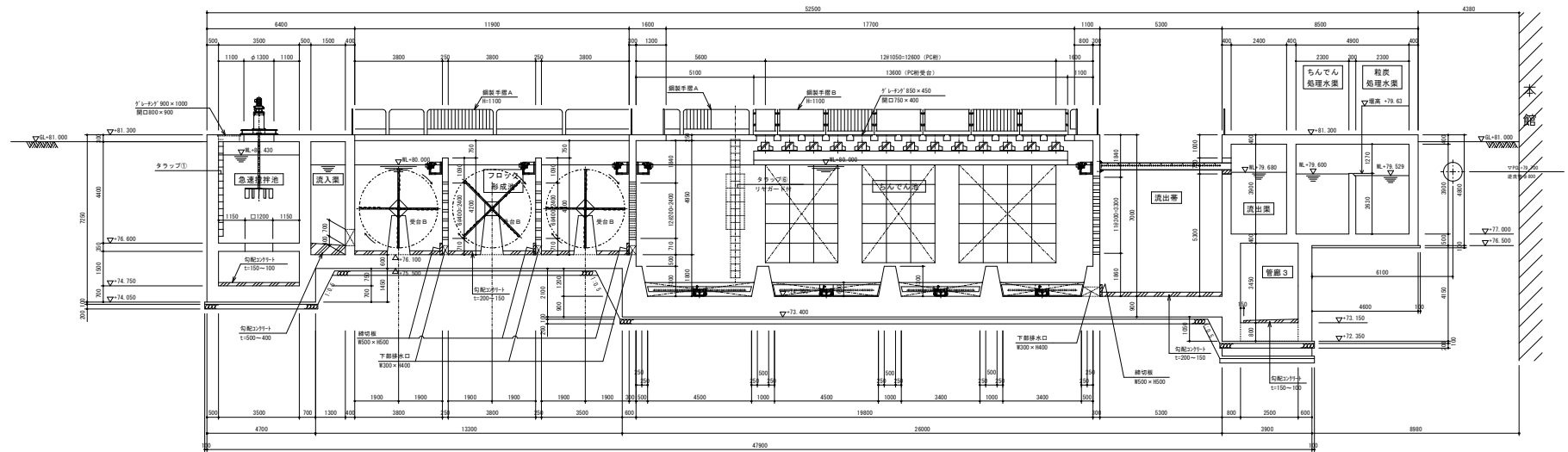
蹴上浄水場 平面図



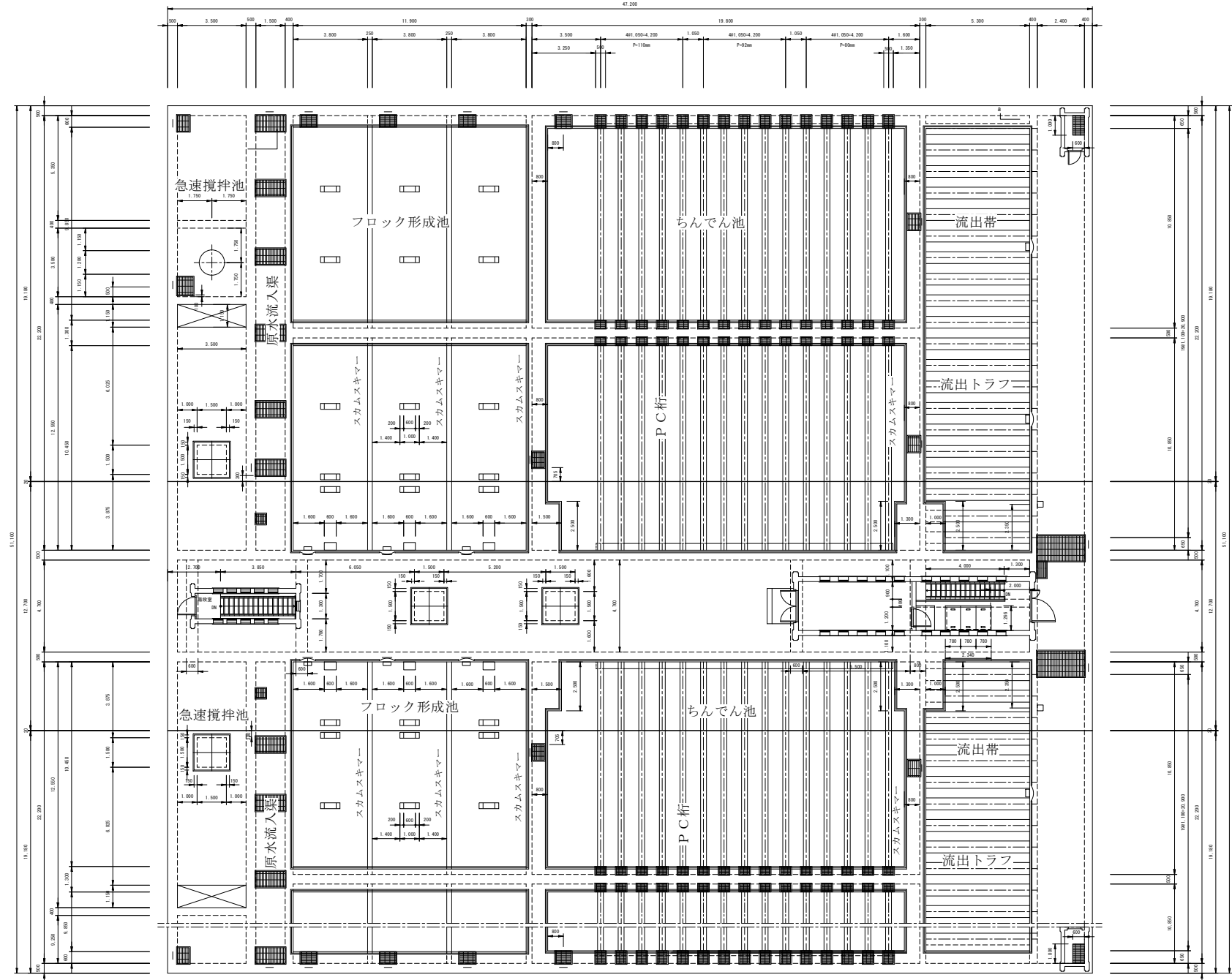
1・2号ちんでん池平面図



1・2号ちんでん池断面図



3・4号ちんでん池平面図



3・4号ちんでん池断面図

